

令和5年5月2日

来庁者 各位

豊前市役所総務部

新型コロナウイルス感染症の法的位置付け変更に伴う令和5年5月8日以降の豊前市職員の基本的感染対策について（お知らせ）

令和5年5月8日付、新型コロナウイルス感染症の法的位置付け変更に伴う豊前市職員の基本的感染対策は、国の方針を踏まえ、以下のとおりとします。
来庁者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

1. マスクの着用について

個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねます。ただし、体調不良時は着用が望ましく、咳エチケットを守ることを推奨する。

2. パーティションについて

窓口や机上のパーティションは撤去し、保管すること。

3. 入口等の手指消毒液の設置

撤去すること。

4. 入口等の検温器の設置

撤去し、保管すること。

5. 手洗いと換気

引き続き推奨すること。

【問合せ先】 総務課人事秘書係 電話 8 2 - 1 1 1 1 （内線 1 3 3 3）
財務課管財係 電話 〃 （内線 1 3 4 7）